

「ポストコロナ元年～持続可能な発展に向けて～」
の実現に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路4 子育てに希望が持てる社会の実現

■ きめ細やかな少子化対策の推進



1 少子化対策の推進



要望先：こども家庭庁
県担当課：少子政策課

◆提案・要望

少子化対策、こども政策の実現、こどもや子育て家庭の多様なニーズに対応した質の高い支援の提供、教育の更なる充実を図るため、思い切った財源投入を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、こどもが生まれた世帯にギフトを支給する、子育てファミリー応援事業などを実施しているが、県と市町村が一体となって実施する実効性のある少子化対策に対して、継続的な財政支援がない。
- ・ 少子化対策、子育て支援の充実は必要不可欠であるが、厳しい財政状況の中では地方公共団体単独の実施は困難である。
- ・ 「地域少子化対策重点推進交付金」は、主に「少子化社会対策大綱」に掲げられた結婚支援に係る取組を対象としているもので、結婚新生活支援事業を中心に県内市町村で活用しているが、単年度の取組みへの予算であり、財政負担が市町村参加の大きな支障原因となっている。
- ・ また、結婚新生活支援事業は事業周知の時期が遅く、提出期間も短い上、国の補助金要項が確定する前に、市町村にも予算化を義務付けるなど、地域の実情に合った少子化対策の継続的な実施につながる財政支援の仕組みとなっていない。
- ・ さらに、市町村にとって補助率が高い、都道府県主導型市町村連携コースにおいても、制約事項が多く、決して、市町村が利用しやすい仕組みとはなっていない。
- ・ 国において全国一律の少子化対策、子育て支援施策の拡充を図るとともに、地域の実情に応じたきめ細やかな取組が実現できるよう、思い切った財源投入を要望する。

子育て支援の充実



1 保育の質の向上



要望先 : こども家庭庁、文部科学省
県担当課 : 少子政策課

◆提案・要望

- (1) 子ども・子育て支援新制度における保育の「質の向上」が十分行われるように保育士の配置基準の見直しを早急に行うこと。また、これに伴う恒久的な財源を確保し、保育の実情を反映した公定価格や補助単価を設定すること。特に、物価高騰分については、確実に公定価格に反映すること。
- (2) 幼児教育・保育の無償化については、地方に過大な負担が生じないように、必要な地方財源を引き続き確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」は、質の改善の一部を実施する財源しか確保されていない。また、公定価格が地域の保育現場の人員費の状況を十分に反映した内容となっていない。
- ・ 保育士の配置基準は、3歳児は保育士1人に対して児童20人、4・5歳児は保育士1人に対して児童30人と諸外国と比較しても緩く、保育現場の実情にあつたものではない。
- ・ 保育所の公定価格においては1歳児6人に対し保育士1人を配置することとされている。しかし、本県では低年齢児保育の充実のため、私立保育所を対象に児童4人に対し保育士1人を配置できるよう補助を実施している。
- ・ 乳児は年度中途に入所することが多いが、保育士を年度中途に雇用することが難しいため、本県では保育所が年度当初から、年度後半の乳児の人数に対応した保育士を雇用できるよう補助を実施している。
- ・ 児童一人一人の障害種別や程度に応じたきめの細かい保育を行うため、本県では障害児3人に対し1人の障害児担当保育士を配置できるよう補助を行っている。
- ・ チーム保育推進加算について、保育所には職員の平均勤続年数が12年以上であることが加算の要件である一方、幼稚園・認定こども園には同様の要件がない。
- ・ 延長保育事業の補助要件、補助単価が現場の状況を反映した内容となっていない。
- ・ 令和元年10月から実施の幼児教育無償化により、保育の質の向上に向けた十分な財源措置が必要であり、認可外保育施設等も無償化の対象となったことから質の確保が重要となる。
- ・ 原油価格・物価高騰について、令和4年度は光熱費や食材費の価格高騰に対応するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用できることとなっていたが、保育所等の安定的な運営を図るため、諸物価の価格高騰を公定価格や補助基準額に反映する必要がある。

2 保育所整備等への交付金等の充実



要望先 : こども家庭庁
県担当課 : 少子政策課

◆提案・要望

- (1) 保育所整備等を円滑に行うため、就学前教育・保育施設整備交付金、保育対策総合支援事業費補助金など、整備に対する補助の一層の充実を図ること。
- (2) 補助金で実施する送迎保育や賃借料補助などのソフト事業についても、待機児童対策に資することから、補助水準を維持し、継続すること。
- (3) 首都直下型地震など今後起こりうる地震災害への万全の備えとして、保育所などの耐震診断や耐震改修について補助率を引き上げること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 保育所等整備は、原則として、国から市町村に直接交付される交付金等により行われる。交付金は、市町村が児童福祉法の規定により作成する「市町村整備計画」に基づく事業を実施するための費用として交付される。市町村の計画を着実に推進するために、必要な時期に十分な支援が行われることが重要である。
- ・ 資材価格や労務費の高騰などの影響により、整備費用が増加しており、事業者の負担が大きくなっている。
- ・ 首都直下型地震などへの備えとして、保育所、認定こども園の耐震診断や耐震化の取組を加速させるため、十分な支援が必要である。

◆参考

○主な事業

就学前教育・保育施設整備交付金（保育所、認定こども園などの整備）

保育対策総合支援事業費補助金（送迎保育、賃貸物件による保育所整備など）

○就学前教育・保育施設整備交付金（令和5年度交付要綱案）

・ 補助率

通常 国1/2、市町村1/4、事業者1/4

特定※ 国2/3、市町村1/12、事業者1/4

※「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている場合など

・ 交付基準額

都市部 60名定員（補助率2/3）の場合 121,400千円

・ 待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策に基づく事業の場合の基準額

土地借料加算 34,700千円（通常：17,500千円）

地域の余裕スペース活用促進加算 都市部 12,400千円（通常：2,810千円）

・ 補助の方法

国→市町村→事業者

○保育対策総合支援事業費補助金（令和4年度交付要綱）

- ・ 送迎保育（広域的保育所等利用事業）
事業に必要なバス借上げ費、保育士等雇上費等を補助
バス借上げ費 1台当たり基準額年間7,500千円
保育士等雇上費 1人当たり基準額年間5,000千円（2人目以降は3,000千円/人）
- ・ 賃貸物件による保育所改修費
事業に必要な改修費、賃借料等を補助
1施設（20～59人）当たり基準額27,378千円（①32,448千円、②35,490千円）
 - ①待機児童解消に向けて緊急時に対応する施策の採択
 - ②①に加え、待機児童対策協議会において関連KPIを設定
- ・ 補助の方法
国→市町村→事業者

3 新生児マススクリーニング検査の対象疾患の拡大【新規】



要望先 : こども家庭庁、厚生労働省
県担当課 : 健康長寿課

◆提案・要望

重症複合免疫不全症や脊髄性筋萎縮症等、早期発見、早期治療が可能となった希少難治性疾患を全国一律で新生児マススクリーニング検査の公費負担対象とするとともに、検査体制を整備するための補助制度を創設すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 新生児マススクリーニング検査の公費負担対象疾患は、厚生労働省通知に基づく20疾患であるが、医療の進展に伴い、早期発見・早期治療が可能となった希少難治性疾患が増えている。
- ・ 例えば、重症複合免疫不全症は、ロタウイルスワクチン接種の禁忌疾患であるが、定期接種開始時（生後6週）には発症していないことも多く、発見されにくい。また、脊髄性筋萎縮症は、発症前に治療を開始することで健常児に近い生活が可能となり、早期発見の重要性が高い疾患と言える。
- ・ これらの疾患について一部で研究事業として拡大検査を行っている例がある一方で、公費負担対象でないことや検査体制の問題からすべての新生児が検査を受けられる状況にないのが現状である。

◆参考

○早期発見、早期治療が可能となった希少難治性疾患

・ 重症複合免疫不全症(SCID)

生まれつき体の中の免疫細胞(T細胞やB細胞など)がうまく働かず、感染に対する抵抗力が低下する病気である。ロタウイルスワクチン接種の禁忌疾患であるが、ロタウイルスワクチンが接種できる生後2か月では発症していないことも多く、スクリーニングが実施されずにロタウイルスワクチンを接種した場合、持続性のウイルス感染症、多臓器への感染の波及など大変危険な状態になるおそれがある。

・ 脊髄性筋萎縮症(SMA)

脊髄の運動神経細胞(脊髄前角細胞)の病変によって起こる神経原性の筋萎縮症である。体幹や四肢の筋力低下、筋萎縮を進行性に示す。現在は有効な治療薬があるため、早期発見・治療を行うことにより、症状の改善が見込まれる。

○国の動向

昭和52年度 厚生省(当時)通知「先天性代謝異常検査等の実施について」に基づき事業開始(対象6疾患)

平成13年度 地方交付税措置により一般財源化

平成23年度 タンデマス検査について地方交付税措置(対象16疾患)

平成29年度 対象疾患追加(20疾患)

■児童虐待防止・社会的養育の充実



1 生活困窮世帯及び生活保護世帯の子供に対する学習支援の推進



要望先：厚生労働省

県担当課：社会福祉課

◆提案・要望

- (1) 各地域の実情に応じた学習支援の取組に対して、継続的に事業を実施し成果を上げられるよう、財政支援を強化し、国庫補助の上限となる基準額を撤廃するとともに国庫補助率を引き上げること。
- (2) 小学生に対する支援は単なる学習の支援にとどまらず、食事提供、職業体験、送迎等も必要と考えられることから、加算対象の事業を増やすなど、充実させること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では学習支援員を配置し、中学生のいる生活困窮世帯等を訪問し高校進学の必要性を理解させるとともに、学習教室で学生ボランティア等による学習指導を行っている。その結果、学習教室参加者の高校進学率が事業開始前の86.9%（平成21年度生活保護世帯全体）から99.2%（令和3年度学習教室参加者）に12.3ポイント向上した。
- ・ 学習支援は、貧困の連鎖解消に非常に効果的であることから、各地域の実情に応じた学習支援の取組に対して、継続的に事業を実施し成果を上げられるよう、また地域間格差が生じないよう、国庫補助率を引き上げる等、国として積極的に財政支援すべきである。
- ・ 本県では平成30年度から小学生にも支援を拡大し、小学生から高校生までの切れ目のない支援を進めることとした。小学生に対する支援は、単なる学習の支援にとどまらず、食事提供、職業体験、送迎等も必要と考えられることから、加算対象経費を見直すこと。

